

議事要旨(2) リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱いについて

冒頭、小賀坂副委員長より、2014 年 6 月に公表した実務対応報告第 31 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」において、別途定めるとしていた、同スキームに係る契約変更時における借手の会計上の取扱いについての対応の検討を継続したい旨の説明がなされ、また、神谷客員研究員より、説明資料[審議事項(2)-1]及び[審議事項(2)-2]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見は次のとおりである。

- ある委員より、契約変更時の会計処理として、1 法（当初のリース取引開始日に遡ってファイナンス・リース取引の会計処理をしたかのように測定する手法）のうち、 α 法（リース資産とリース債務の差額を契約変更時に損益に認識する方法）を原則としつつ、 γ 法（ α 法と同様にリース債務を算定した上で、リース資産をこれと同額で認識することにより、差額を生じさせない方法）を例外として認め、特段、 γ 法の適用条件を設けていない点については、本スキームに限定した取扱いであること等を踏まえれば、事務局提案のとおり、適用条件を特段設けないことに賛成であるとの意見が示された。
- 同委員より、今回の文案において、割引率に関して、仮に借手が契約変更後の貸手の計算利率を知り得る場合には、それを用いることが認められるとしており、当該取扱いについては、リース取引に関する会計基準の適用指針との整合性の観点から望ましく、賛成であるとの意見が示された。
- 同委員より、今回の文案において、契約変更時の会計上の取扱いは、本スキームに限定したものであり、その他のリースに係る現行の取扱いに影響を与えるものでない点が明確にされている点に賛成であるとの意見が示された。

最後に、小賀坂副委員長より、実務対応報告公開草案「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」について、次回の委員会での審議の後、公表を決議したいとの説明がなされた。

以 上